療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

近畿厚生局への届出事項について

当院では、次の施設基準に適合している旨を近畿厚生局に届出ております。

基本診療料

機能強化加算 …………………………………………… 第 291 号
地域一般入院基本料 3 ………………………………… 第 296 号
療養病棟入院料 1 ……………………………………… 第 149 号
摂食嚥下機能回復体制加算 3 ……………………………… 第 1 号
診療録管理体制加算 2 ………………………………… 第 24 号
看護配置加算 …………………………………………… 第 283 号
看護補助加算 1 …………………………………… 第 150123 号
療養環境加算 ……………………………………………… 第 51 号
重症者等療養環境特別加算 ……………………………… 第 49 号
療養病棟療養環境加算 1 ………………………………… 第 31 号
医療安全対策加算 2 ……………………………………… 第 71 号
バイオ後続品使用体制加算 ………………………………… 第 5 号
後発医薬品使用体制加算 1 ……………………………… 第 63 号
病棟薬剤業務実施加算 1 ………………………………… 第 38 号
データ提出加算 …………………………………………… 第 65 号
回復期リハビリテーション病棟入院料 2 ………………… 第 16 号
入院時食事療養／生活療養（Ⅰ） …………………… 第 170 号
認知症ケア加算 3 ………………………………………… 第 55 号
医療 DX 推進体制整備加算 ……………………………… 第 117 号

特掲診療料

薬剤管理指導料 ………………………………………… 第 121 号
別紙 1 の「第 14 の 2」の 1 の (3) に規定する在宅療養支援病院 ……第 13 号
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ………… 第 375 号
CT 撮影及び MRI 撮影 ………………………………… 第 186 号
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） ……………… 第 49 号
運動器リハビリテーション料（Ⅰ） ……………………… 第 61 号
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） ……………………… 第 66 号
酸素の購入単価 ………………………………………… 第 7586 号
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ………………… 第 141 号
入院ベースアップ評価料 32 ………………………………… 第 2 号
外来データ提出加算 ……………………………………… 第 11 号
在宅データ提出加算 ………………………………………… 第 7 号
リハビリテーションデータ提出加算 ………………………… 第 7 号
神経学的検査 ……………………………………………… 第 58 号

当院では、次の施設基準に適合している旨を近畿厚生局に届出ております。尚、下記の内容について分からないことがありましたら、事務所までお尋ね下さい。

当院では、看護要員が下記表のとおり勤務しております。

病　棟　名	2F 一般病棟 34床	2F 療養病棟 32床	2F 回復期リハビリテーション病棟 45床
施設基準	地域一般病棟 入院基本料 3 （15:1入院基本料）	療養病棟 入院基本料 1 （20:1入院基本料）	回復期リハビリテーション病棟 入院基本料2 （13:1入院基本料）
1人当たりの受持ち数（9時～17時）	12人	11人	7人
1人当たりの受持ち数（17時～深夜0時）	17人	16人	15人
1人当たりの受持ち数（深夜0時～9時）	17人	16人	15人

※当院は患者様負担による付添看護は行っておりません。

寝具について

当院では、厚生労働大臣が定める基準に適合した療養上必要な寝具（敷き布団、掛け布団、シーツ類、枕、枕カバー等）を提供しています。

入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養費／生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っており、管理栄養士の特別管理による食事を適時適温で提供しております。また、入院中の食事については、1 食あたり 490円（住民税非課税世帯の方は230円、所得が一定基準に満たない方などは110円）の負担が必要です。この食事負担を食事療養標準負担額といいます。

【配膳時刻】　朝食 8:00、昼食 12:00、夕食 18:00以降

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成26年8月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成26年8月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

※領収書及び明細書の再発行はいたしかねますので、大切に保管願います。

後発医薬品について

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給状況によって治療計画の見直しを行ったり、投与する薬剤を変更したりする可能性があります。また、変更する場合には患者さまに十分に説明させていただきます。

医療法人 仁誠会
奈良セントラル病院

令和 7 年 1 月 1 日
病　院　長